

静岡県告示第403号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、河津川非出資漁業協同組合（内共第3号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和7年5月23日

静岡県知事 鈴木 康 友

- 1 漁業権者の名称及び所在地
河津川非出資漁業協同組合 賀茂郡河津町峰731
- 2 漁業権の免許番号
内共第3号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和7年5月23日

別表

改正前					改正後				
(遊漁の方法、規模等の制限)					(遊漁の方法、規模等の制限)				
第3条 次の表のア欄に掲げる魚種の遊漁は、それぞれイ欄の漁法の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。					第3条 次の表のア欄に掲げる魚種の遊漁は、それぞれイ欄の漁法の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。				
ア. 魚種	イ. 漁法の方法	ウ. 規模等	エ. 区域	オ. 期間	ア. 魚種	イ. 漁法の方法	ウ. 規模等	エ. 区域	オ. 期間
あゆ	友釣	針は、イカリ1段4本以内、チラシ3本以内 (疑似おとり使用禁止)	全区域	6月1日以降組合が定め、公示する日から12月31日まで	あゆ	友釣	針は、イカリ1段4本以内、チラシ3本以内 (疑似おとり使用禁止)	全区域	6月1日以降組合が定め、公示する日から12月31日まで
	餌釣	針1本 (アミ、赤虫の使用禁止)	来宮橋から下流	<u>7月20日から10月10日まで</u>		餌釣	針1本 (アミ、赤虫の使用禁止)	峰小橋から下流	<u>6月1日以降組合が定め公示する日から12月31日まで</u>
			河津橋から上流	<u>8月1日から10月10日まで</u>				河津橋から上流	
	どぶ釣 (石川釣)	針3本以内	全区域	6月1日以降組合が定め、公示する日から12月31日まで		どぶ釣 (石川釣)	針3本以内	全区域	6月1日以降組合が定め、公示する日から12月31日まで
(略)					(略)				
2 (略)					2 (略)				
<u>(追加)</u>					<u>3 第1項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種の遊漁について、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間内に限り行うことができる。</u>				

(遊漁料の額、及び納付の額)

第6条 第2条の規定により、組合が定め、公示する場合において納付する時の遊漁料は、次表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において、漁場監視員に納付するときの遊漁料は、500円を付加して得た額とする。

魚種	区域	漁具漁法	遊漁料	
			1日(日釣券)	1年(年券)
あゆ	全区域	友釣 どぶ釣(石川釣) 餌釣 (追加)	1,000円	6,000円

(略)

2 (略)

3 (略)

4 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 河津川非出資漁業協同組合(河津町峰731)
- (2) 河津釣り具店(河津町谷津426-3)
- (3) ファミリーマート河津店(河津町笹原72-10)
- (4) こさわや商店(河津町川津筏場1019-2)

ア魚種	イ漁業の方法	ウ規模等	エ区域	オ期間
あゆ	ルアー釣 (疑似オトリ 釣り含む)	針はイカリ 4本以内 チラシ3本	組合が定 め公示す る区域	組合が定 め公示す る期間

(遊漁料の額、及び納付の額)

第6条 第2条の規定により、組合が定め、公示する場合において納付する時の遊漁料は、次表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において、漁場監視員に納付するときの遊漁料は、500円を付加して得た額とする。

魚種	区域	漁具漁法	遊漁料	
			1日(日釣券)	1年(年券)
あゆ	全区域	友釣 どぶ釣(石川釣) 餌釣 ルアー釣	1,000円	6,000円

(略)

2 (略)

3 (略)

4 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 河津川非出資漁業協同組合(河津町峰731)
- (2) 河津釣り具店(河津町谷津426-3)
- (3) ファミリーマート河津店(河津町笹原72-10)
- (4) こさわや商店(河津町川津筏場1019-2)

(5) そば処「時盛」(河津町峰465) (6) 民宿かごや(河津町下佐ケ野51-5) (7) フライショップ元木屋(河津町湯ケ野136-5) (8) 出会茶屋(河津町梨本382) (9) 河津七滝オートキャンプ場(河津町梨本470-1) (10) オンラインショップ「つりチケ」 <u>(追加)</u>	(5) そば処「時盛」(河津町峰465) (6) 民宿かごや(河津町下佐ケ野51-5) (7) フライショップ元木屋(河津町湯ケ野136-5) (8) 出会茶屋(河津町梨本382) (9) 河津七滝オートキャンプ場(河津町梨本470-1) (10) オンラインショップ「つりチケ」 <u>(11) 河津オートキャンプ場(河津町川津筏場555)</u>
--	---

附 則

この規則は、令和7年5月23日から施行する。